

令和8年 富士見町 条例

第 9 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年富士見町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(町長への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。